明石市はたちのつどい2026会場設営等業務委託仕様書

明石市(以下「委託者」という。)が委託する明石市はたちのつどい2026会場設営等業務委託 (以下「委託業務」という。)の仕様は次のとおりとする。

1 履行期間

契約締結の翌日から令和8年1月31日(土)まで

2 開催日時

式典:令和8年1月12日(月・祝)

第1部 10:00から10:45まで 第2部 14:00から14:45まで

会場周辺交通規制:9:00から16:30まで(予定)

3 会場

明石市立市民会館(明石市中崎1丁目3-1)

4 委託業務

- (1) 各種会場設営に関すること。
- (2) 安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること。
- (3) 案内看板の作製及び設置・撤去に関すること。

5 委託業務内容

- (1) 各種会場設営に関すること
 - ① 実施本部設営(市民会館石畳)
 - ア 実施本部用のテント 6 張 (1.5 間×2 間)を指示する場所に設置し、長机・パイプいす・ホワイトボード・屋外用暖房器具等を必要数準備すること (別紙4「実施本部設置図」参照)。
 - イ テントには転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。
 - ウ 音響設備としてスピーカー2台、アンプ1台、委託者が準備する音楽用CDをアンプ 接続して再生可能なデッキ1台、マイク1本を指示する場所に設置すること(スピーカー用ケーブルの配線方法については、別紙3「会場設営図」を参照)。

また、スピーカーからホール内の式典の音声を放送できるように「明石市はたちのつどい2026映像出力業務委託」受託者が配線を行うので、接続については受託者間で調整を行うこと。

なお、マイクは別チャンネルとし、ホール内音声またはCD音源とミキシングして同時 放送可能なものとする。

エ 上記ア〜ウに係る資機材は令和8年1月11日(以下「前日」という。)の午後1時から午後5時までの間に搬入し、令和8年1月12日(以下「当日」という。)の午前8時00分までに設営作業を完了すること。ただし、資機材は前日から当日まで屋外保管となるため、委託者と受託者による協議のうえ、屋外保管に適さないと判断した資機材につ

いては、当日の搬入も可能とする。

② 資機材集積場所への資機材の搬入

- ア 市民会館前石畳上の資機材集積場所として指示する場所に、別紙に記載の資機材を搬 入すること(別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所一覧」、別紙3「会場設営図」参 照)。
- イ 上記アは前日の午後1時から午後5時までに作業すること。

③ 市民会館内設営

- ア 大ホール観覧席最前列の舞台前に登壇防止の紅白幕(自立式 高さ900mm、延長25程度 設置すること(別紙5「市民会館内設営図(1)」参照)。
- イ 市民会館内の指示する場所に、別紙に記載の資機材を搬入すること(<u>別紙1「資機材必</u> 要数量・設置運搬場所一覧」、別紙5「市民会館内設営図(2)」参照)。

なお、市民会館内に搬入する無線機は以下の条件を満たすものとし、必ず事前テスト を実施のうえ、満充電にして納品すること。

- A 通話可能距離 1 km以上かつ送信出力 1 W以上のもの。
- B リモートマイクイヤホン付き。ただし、取り外してスピーカー出力に切替えが可能 であるもの。
- C 免許及び登録を要しないもので、技適マーク表示付きのもの。
- ウ 作業時間は前日午後1時から午後5時までとする。

④ 車両乗降場設営

- ア 別紙にて車両乗降場と指示する場所(市役所仮設駐車場の南面)において、カラーコーン(ウエイト含む)を用いて駐車枠を規制するための設営を行うこと(<u>別紙2「資機材</u>等設置・運搬場所図」、別紙6「車両乗降場設営図」参照)。
- イ 車両乗降場としての運営終了後(当日午後5時予定)、受託者にてカラーコーンを車両 乗降場から撤去すること。
- (2) 交通規制に係る安全対策用資機材の運搬・撤去等に関すること
 - ① 交通規制場所に以下の資機材を運搬・撤去すること。

なお、場所、数量及び搬入日時については、<u>別紙1「資機材必要数量・設置運搬場所</u> 一覧」及び別紙2「資機材等設置・運搬場所図」を参照すること。

- ア 大型バリケード (公団型バリケード)
 - A サイズは幅1,500~1,800mm、高さ1,000mm程度のもの
 - B 2本又は4本程度の足で自立可能なもの
 - C 風速10m/s程度の風でも転倒しないもの
- イ カラーコーン (ウエイト含む)
- ウ A型バリケード(幅1,200mm、高さ800mm程度のもの)
- エ 「⑥歩行者専用看板」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・片面表示とする。

転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。既製品を用意出来ない場合は作製し、

処分についても受託者が対応すること。

- ② 上記の運搬作業時間は、当日の午前6時から午前8時までとする。
- ③ 撤去作業は交通規制解除(午後4時30分を予定)後、速やかに実施すること。
- (3) 看板及びプラカードの作製及び設置・撤去等に関すること
 - ア <u>別紙7「看板・プラカード作製見本」(1)~(2)にて</u>「受託者にて作製」と指定した看板 及びプラカードを作製すること。なお、別紙7にて「委託者にて準備」と表記のあるもの については、前日までに委託者が市民会館前石畳上の資機材集積場所に搬入したものを、 以下イのとおり受託者にて運搬及び設置のみを行うこと。
 - イ <u>別紙2「資機材等設置・運搬場所図」を参照</u>のうえ、以下の日程において、看板の運搬 及び設置、プラカードの搬入を行うこと。
 - A 「①交通規制啓発用」は令和7年12月15日から12月19日までの間に設置すること。また、 その他全ての看板は、当日の午前8時までに運搬及び設置作業を完了すること。
 - B プラカードは、前日の午後1時から5時までの間に市民会館前石畳上の資機材集積場 所への搬入のみを行うこと。
 - ウ 当日、交通規制解除(午後4時30分を予定)後、全ての看板を速やかに撤去すること。 また、委託者が準備した看板については、撤去後に委託者に返却すること。プラカードは、 委託者から受託者へ返却するものとする。
 - エ 受託者にて作製する看板及びプラカードの規格は以下のとおりとする。
 - A 「①交通規制啓発用看板」、「②車両乗降場所誘導用(右折)看板」、「③車両乗降場 所誘導用(左折)看板」

幅600mm×高さ1,800mm、足部分300mmで取付式・片面表示とする。電柱等に取り付けるが、風で外れたり向きが変わることのないよう十分に固定すること。

B 「⑥歩行者専用看板」

幅450mm×高さ1,800mm、足部分300mmで自立式・片面表示(A型)とし、転倒防止のため重石等を必要数取り付けること。

- C 「①交通規制啓発用プラカード」「③乗降場誘導用(直進)プラカード」 面版が幅900mm×高さ600mm、持ち手の長さが1,800mmで片面表示とする。
- D 「②乗降場誘導用(右左折)プラカード」 面版が幅900mm×高さ600mm、持ち手の長さが1,800mmで両面表示とする。矢印は、 表 裏どちらから見ても同じ方向を差せるように作製すること
- オ 受託者が作製する看板においては、通行人等の接触を考慮のうえ、看板側面に保護部材 (スポンジ等)を取り付けること。また、「①交通規制啓発用看板」については20日間程 度の掲出に耐えられる材質とすること。
- カ プラカードの強度について、風速10m/s程度の風でも損壊しないように作製すること。
- キ 受託者が作製する看板及びプラカードの処分は、受託者が対応すること。
- ク 委託者が準備する案内看板「④交通規制啓発用(直進不可)看板」、「⑤右折不可看板」 は、自立式看板であるため、委託者が準備した重しを使用し、転倒防止のための措置を行 うこと。

6 その他

- (1) 不慮の事故・災害又は盗難による資器材の破損・紛失等の損害が発生した場合は受託者がその責を負うものとする。
- (2) 前日に搬入した資機材については「明石市はたちのつどい2026警備業務委託」受託 者が配置した警備員により、盗難等の被害がないよう監視を行う。
- (3) 本委託業務において使用した資機材(委託者が準備したものを除く)については、受託者が撤収すること。
- (4) 不明な点については委託者と受託者による協議のうえ、決定する。